

進級・卒業の要件

令和 8 年 4 月 1 日施行の改正学校教育法に従い、①施行前に在籍していた学生と、②施行後に入学した学生で進級・卒業の要件が異なります。

以降、学則より抜粋し、①②に分けて記載します。

①施行前に在籍していた学生

第 21 条【進 級】

1. 1 年次から 2 年次へ進級する場合は 1 年間以上在学し、所定の授業科目を履修し、原則として 40 単位以上修得していること。但し、やむを得ない事情がある場合においては校長判断により進級を認めることがある。

* 上記の条件を満たしている者を校長が進級認定する。

第 20 条【卒 業】

1. 本校所定の修業年限 2 年の課程を終了し、学習評価の上、下記の条件を満たした者には、卒業証書(別紙様式)ならびに専門士称号(別紙様式)を授与する。
 - (1) 原則として卒業基準検定を 2 つ以上取得していること。
 - (2) 原則として、必修科目をすべて単位修得していること。
 - (3) 2 年間以上在学し、107 単位以上を修得していること。
2. 本校所定の修業年限 1 年の課程を終了し、学習評価の上、下記の条件を満たした者には、卒業証書(別紙様式)を授与する。
 - (1) 原則として、必修科目をすべて単位修得していること。
 - (2) 1 年間以上在学し、50 単位以上を修得していること。

②施行後に入学した学生

第 20 条【進 級】

次の条件を満たしている者を、校長が進級認定する。但し、疾病その他やむを得ない事由がある場合においては校長の判断により進級を認めることがある。

1. 1 年次から 2 年次へ進級する場合は、所定の授業科目を履修し、原則として 21 単位以上修得していること。
2. 高度情報デザイン科において 3 年次また 4 年次へ進級する場合は、原則として前年次までの必修科目について、すべての単位を修得している事、かつ当該年度の授業科目については、原則として 21 単位以上修得していること。

第 21 条【課程修了の認定】

各課程の修了の認定は、次の条件に基づいて、校長が行う。

学科名	修業年限	卒業に必要な 単位数	その他条件
A I システム科	2 年以上在学	6 2 単位	原則として、別に定める卒業基準 検定を 2 つ以上取得していること。
情報システム科			
情報ビジネス科			
高度情報デザイン科	4 年以上在学	1 2 4 単位	
I T 総合研究科	1 年以上在学	3 1 単位	なし
国際 I T ビジネス科			

※原則として、必修科目をすべて単位修得していること。

※高度情報デザイン科は、別に定める授業科目のうち、専門学校科目について卒業に必要な単位数の 2 分の 1 を越えて修得していること。

第 22 条【卒 業】

課程を修了したと認めた者には、卒業証書（別紙様式）を授与する。

第 23 条【専門士の授与】

1. 本校の工業専門課程高度情報デザイン科、A I システム科、情報システム科、及び商業実務専門課程情報ビジネス科を修了した者は、学校教育法第百三十一条の二及び学校教育法施行規則第百八十六条に基づき、特定専門課程を修了した者とする。
2. 特定専門課程を修了した者には、専門士称号（別紙様式）を授与する。